

## 納入登録遵守事項

氷見市学校給食物資納入業者として指定を受けるに際して、下記の事項を遵守します。

### 記

- 1 学校給食物資（以下「給食物資」という。）の納入は価格や品質等を考慮の上、決定する。
- 2 給食物資は食品衛生法に準拠する適格品とする。
- 3 発注を受けた給食物資（以下「納入物資」という。）は指定どおりの日時、数量及び品質等を厳守の上、納入する。
- 4 納入物資のうち一部でも不適格があった場合は、各学校及び氷見市学校給食センターの指示により適格品と交換する。
- 5 冷凍食品の納入の際は、保冷車を使用する。
- 6 給食物資を納入したときは、給食物資の納品書に検収担当者の検収印を受ける。
- 7 金融機関を支払い先として、特別な場合を除き、正当な請求のあった月の25日（金融機関休業のときは翌営業日）までに、その代金の支払いを受ける。
- 8 社名・代表者名・住所等の変更、及び業務の廃止を行うときは、速やかに氷見市学校給食センターに届け出ること。
- 9 上記2～8に反した場合は、一方的に登録指定の取消し、又は入札（見積）参加の一時停止等の処置を受けることがある。
- 10 上記の有効期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。